

**環境保全型農業直接支払交付金
広島県中間年評価報告書**

第 1 章 交付状況の点検

項 目		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	点 検
実施市町村数		13	13	13	<p>実施件数, 交付額, 実施面積は順調に増加している。 実施市町村数は横ばいである。 実施面積は, 水稻を中心に増加している。 毎年新規に取り組む農業者団体数の増加が, 実施面積の増加につながっている。 今後は, 市町と連携して農業者への周知を図りながら実施面積等の拡大を図りたい。</p>
実施件数		62	69	70	
交付額計 (千円)		26,678	29,024	30,528	
実施面積計 (ha)		518.95	601.50	666.18	
水稲 (ha)		444.28	516.06	569.44	
麦・豆類 (ha)		8.10	7.58	8.77	
いも・野菜類 (ha)		49.87	55.77	62.37	
果樹・茶 (ha)		6.12	6.57	6.83	
花き・その他 (ha)		10.58	15.52	18.77	
カバークロープ	実施件数	6	7	9	
	実施面積 (ha)	13.69	18.13	20.71	
	交付額 (千円)	1,095	1,398	1,605	
堆肥の施用	実施件数	36	37	36	<p>実施面積, 交付額は増加している。 水稻を中心に順調に拡大している。</p>
	実施面積 (ha)	412	481.9	538.76	
	交付額 (千円)	18,128	20,445	21,168	
有機農業	実施件数	27	31	32	<p>実施件数, 実施面積は増加しているが, 実施面積の増加は鈍化している。</p>
	実施面積 (ha)	93.26	101.47	106.71	
	交付額 (千円)	7,454	7,181	7,755	
地域特認取組					
	実施件数	—	—	—	<p>本県は, 地域特認取組の設定はない。</p>
	実施面積 (ha)	—	—	—	
	交付額 (千円)	—	—	—	
特別栽培農産物 認証状況	栽培面積 (ha)	1,112	1,143		<p>特別栽培農産物認証は, 水稻を中心として面積が増加。</p>
	農家数 (戸)	941	787		

エコファーマー認定件数	478	417		エコファーマーは、更新しない農家が多く、減少している。
-------------	-----	-----	--	-----------------------------

第2章 環境保全効果等の評価

1 地球温暖化防止効果

項目	実施件数	調査件数	単位あたり 温室効果ガス削減量 (t-CO2/年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO2/年) ①×②
カバークロープ	9	7	1.87	20.71	38.73
堆肥の施用	36	16	2.36	538.76	1,271.47

【評価】

地球温暖化防止効果については、国立開発研究法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センターが公開している「土壌CO₂吸収「見える化」サイト」を用いた調査を実施し、堆肥の施用で温室効果ガス削減量が最も大きい結果となった。

これは、堆肥の施用が単位あたりの温室効果ガス削減量が最も大きな数字となったことに加え、実施面積が最も大きいことが影響している。本県の水稲栽培では、堆肥を1t/10a程度施用することが多いことから、炭素貯留量が大きい結果となったものと思われる。

カバークロープの取組は単位あたり温室効果ガス削減量が2番目に大きい結果となり、実施面積がそれほど大きくないことから、総合的な削減量では堆肥の施用に及ばなかった。

カバークロープの取組の様子



堆肥の施用の取組の様子



2 生物多様性保全効果

項目	実施件数	調査件数	実施面積 (ha)	調査結果			
				スコア		評価 (S~C)	
				実施区	対照区	実施区	対照区
有機農業	32	1	106.71	8	6	S	A

【評価】

生物多様性保全効果については、6月～7月に北広島町で水稻の実施区（有機農業）と対照区（慣行栽培）で、農林水産省の委託プロジェクト研究により開発した「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」を活用した生き物調査を実施した。

スコアは実施区が8と対照区の6を上回り、評価は実施区がSと対照区がAで、実施区（有機農業）がより効果の高い結果となった。

評価は対照区もAと高い結果となったが、指標生物の個体数について実施区に対する対照区の割合は、クモ類 58.3%、水生コウチュウ類・水生カメムシ類 23.5%、カエル類0%と大きな差があり、指標生物の個体数による生物多様性については、実施区と対照区で明確な差が見られた。

※有機農業の取組 調査結果

- クモ類（実施区：36、対照区：21）
- カエル類（実施区：31、対照区：0）
- 水生コウチュウ類、水生カメムシ類（実施区：98、対照区：23）

「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」より
中国・四国地域、水田のスコア表（各生物の個体数からスコアを求める）

指標生物名	調査法	単位	スコア		
			0	1	2
アシナガグモ類	捕虫網によるすくい取り	20 回振り×2 か所の合計個体数	3未満	3～9	9以上
コモリグモ類	イネ株見取り	イネ株 5 株×4 か所の合計個体数	1未満	1～3	3以上
ニホンアマガエル	畦畔見取り	畦畔 10m×4 か所の合計個体数	5未満	5～24	24以上
水生コウチュウ類と水生カメムシ類の合計	たも網による水中すくい取り	畦畔ぎわ 5m×4 か所の合計個体数	1未満	1～3	3以上

指標生物4種類の総合評価

環境保全型農業の取組効果				
総合評価	S	A	B	C
総スコア	7～8	4～6	2～3	0～1
S：生物多様性が非常に高い。取組を継続するのが望ましい。 A：生物多様性が高い。取組を継続するのが望ましい。 B：生物多様性がやや低い。取組の改善が必要。 C：生物多様性が低い。取組の改善が必要。				

生きもの調査の様子

実施区（有機農業）水田の風景



カエル類の調査（畦畔見取り）の様子



クモ類の調査（イネ株すくい取り，イネ株見取り）の様子



水生コウチュウ類，水生カメムシ類の調査（タモ網すくい取り）の様子



3 その他の環境保全効果

該当なし

4 環境保全効果以外の効果

(1) 東広島市の生産者（有機農業）は、野菜でぼかし肥料の施用や疎植栽培、水稲で緑肥と深水管理の徹底など様々な技術を取り入れ、消費者ニーズの高い品目を生産し、インターネット販売や飲食店、保育園等への出荷、百貨店での店頭販売等多様な販売を展開している。

他の有機農業者と連携した田植えイベントなど、消費者との交流を通じ、有機農業や自然環境の大切さに対する理解を深める活動を展開している。

田植えイベント消費者交流の様子



インターネット販売による宅配の一例



(2) 世羅町の生産者（堆肥の施用）は、水稲でのJGAP認証を取得し、自らの作業工程等の確認や改善に取り組むとともに、取引先からの信頼を得ることで有利販売を実現している。

住民総出の草刈りや水路の清掃活動、消費者を対象とした収穫体験等の取組を通じて、地域住民や消費者へ自然保全の大切さを知ってもらう活動を展開している。

収穫体験の様子



水路清掃の様子



堆肥の施用の様子



(3) 三原市の生産者（カバークropp、堆肥の施用）は、5法人が連携して「安心！広島ブランド」特別栽培米を生産し、学校給食及び地元スーパーに出荷するなど販路を積極的に拡大している。

5法人が玄米の共同での出荷、販売により運搬経費を節減し、肥料・農薬の一括購入により資材費を節減するなど法人連携の取組が、各法人の経営改善につながっている。

堆肥の施用の様子



特別栽培米の米袋 (5 k g)



第3章 地域特認取組の自己点検

該当なし

第4章 取組に関する課題や今後の取組方向等

1 環境保全型農業に関する基本的な考え方

本県では「環境にやさしい農業推進方針（平成22年12月6日制定，平成29年3月31日一部改正）」において，産業として自立できる農林水産業の確立を基本とし，環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業の推進により県民の安全で安心できる食生活を実現するための県の施策の方向性を定めている。

環境にやさしい農業とは，農業の持つ自然循環機能の維持増進及び消費者が安心して選択できる農産物の生産を目的とし，生産性と収益性の確保を基本としながら，有機質資源を活用した土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減により自然環境の保全及び生態系への影響緩和に配慮した持続的な農業である。

環境にやさしい農業の推進に当たり，環境負荷の低減に取り組むエコファーマーの認定や，平成16年度に県認証制度として創設した「安心！広島ブランド」特別栽培農産物など，消費者が安心して選択できる県内産農産物を提供する取組を行っている。

環境にやさしい農業の栽培方法により生産される農産物（エコファーマー農産物，特別栽培農産物，有機農業による農産物）への消費者の信頼を確保するための手法として，食品安全に関する法令等を体系的に整理したGAPの導入を支援することとしている。

2 課題と今後の取組方向

1 課題

- (1) 環境保全型農業直接支払交付金の実施件数，実施面積は年々増加しているが，実施面積及び実施件数の増加の伸びが鈍化しており，農業者団体に対する制度の周知が必要である。
- (2) 平成27年度～平成29年度に取組を実施している市町数は13市町と横ばいで，実施市町数が増えていないため，未実施市町に対する制度の周知が必要である。
- (3) 平成28年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積601.50haは，平成28年度の「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の栽培面積1,143haの52.6%である。

「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の生産者のうち，環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいる生産者もいるが，まだ取組をしていない生産者もいるため，制度の周知が必要である。

- (4) 平成28年度の実施面積601.50haのうち，各取組の実施面積及び割合はカバークロープ18.13ha（3.0%），堆肥の施用481.9ha（80.1%），有機農業101.47ha（16.9%）である。

また，栽培品目別の実施面積及び割合は水稻516.06ha（85.8%），麦・豆類7.58ha（1.2%），いも・野菜類55.77ha（9.3%），果樹・茶6.57ha（1.1%），花き・その他15.52ha（2.6%）である。

栽培品目別及び取組別で実施面積に大きな差があることを前提に実施面積等の拡大を推進する必要がある。

- (5) カバークロープは元々取り組んでいる生産者及び栽培面積が少なく，実施面積が年々少しずつしか増えていないため，農業者団体に対する制度の周知が必要である。
- (6) 平成27年度末の県内の有機JAS認定事業者は30事業者で，栽培面積は83haにとどまっている。有機農業は気象要因等の影響から安定生産が難しく，有機農業者の経営は比較的小規模で点在し

ている。

また、生産コストや労力を反映した価格での取引や販路に限られることから、有機農業者や有機農業を推進する民間団体による独自の取組が中心で、まとまりのある組織的な取組には至っておらず、実施面積が年々少しずつしか増えていないため、農業者団体に対する制度の周知が必要である。

- (7) 平成 30 年度から環境保全型農業直接支払交付金は国際水準の G A P に取り組むことが要件となるが、本県の GAP の認証取得状況（平成 29 年 3 月末現在）は、JGAP が 11 農場、GLOBALG. A. P. が 2 農場であり、早急に G A P の理解促進を図る必要がある。

2 今後の取組方向

- (1) 未実施の農業者団体に対しては、市町を通じて制度の周知を行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。
- (2) 新たに取り組む市町を増やすため、未実施の市町と連携して農業者団体へ制度の周知を行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。
- (3) 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の栽培に取り組んでいる生産者に対し、市町と連携して地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動を併せて行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。
- (4) 堆肥の施用が単位あたりの温室効果ガス削減効果が最も高いため、市町と連携して水稲の堆肥の施用を中心に農業者団体に対し周知を行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。
- (5) カバークロップを適正に栽培管理し土壌に還元する時期と、主作物の苗の植付の時期が適合しにくいなどの理由から水稲は取組を増やすことが難しいため、市町と連携して水稲以外の野菜等の生産者に対して、カバークロップに新たに取り組むように働きかける。
- (6) 有機農業は栽培技術の習得が難しいなどの理由から、新規に有機農業に取り組む農業者団体を大きく増やすことが難しい状況である。

このため、以前から有機農業を行っているが、環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組んでいない農業者団体に対して市町と連携して制度の周知を行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。

- (7) 平成 30 年度から要件となる国際水準の G A P への取組については、平成 29 年 11 月に策定した GAP 基準書（以下、「県版 GAP」という。）を活用することにより、環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組む農業者団体に G A P の理解促進・実践支援を図り対応していく。

3 実施していない（実績のない）地域特認取組について

該当なし

参考編**1 環境保全型農業直接支払交付金に関する独自要件**

該当なし

2 環境保全型農業を推進するための都道府県独自の支援事業

該当なし

3 都道府県第三者機関について

1 名称

広島県農業関係施策検討会議

設置根拠規定：広島県農業関係施策検討会議運営要領（平成17年6月16日制定）

2 構成員

(1) 平成27年度

区分	氏名	所属等
委員	山尾政博	広島大学大学院生物圏科学研究科教授
委員	花輪恒	花輪環境デザイン株式会社代表取締役
委員	上田久子	広島県生活協同組合連合会理事
委員	大和資郎	中国経済連合会常務理事
委員	志田晴稔	元食品会社勤務
委員	三好久美子	YOKA企画代表，余暇生活開発士

(2) 平成28年度

区分	氏名	所属等
委員	佐久間剛	中国経済連合会理事
委員	志田晴稔	元食品会社勤務
委員	戸田真紀	広島県生活協同組合連合会理事
委員	花輪恒	花輪環境デザイン株式会社代表取締役
委員	三好久美子	YOKA企画代表，余暇開発士
委員	山尾政博	広島大学大学院生物圏科学研究科教授

(3) 平成29年度

区分	氏名	所属等
委員	山尾政博	広島大学大学院生物圏科学研究科教授
委員	佐久間剛	中国経済連合会理事
委員	門田陽子	広島県生活協同組合連合会理事
委員	志田晴稔	元食品会社勤務

委員	花 輪 恒	花輪環境デザイン株式会社代表取締役
委員	三 好 久美子	YOKA企画代表, 余暇開発士

3 開催概要

(1) 平成 27 年度

- ①開催日 平成 27 年 6 月 10 日
- ②議 題 環境保全型農業直接支払交付金について
(広島県の平成 26 年度実施状況)

(2) 平成 28 年度

- ①開催日 平成 28 年 9 月 6 日
- ②議 題 環境保全型農業直接支払交付金について
(広島県の平成 27 年度実施状況, 試行調査結果の報告)

(3) 平成 29 年度

- ①開催日 平成 30 年 2 月 20 日
- ②議 題 環境保全型農業直接支払交付金について
(広島県の平成 28 年度実施状況, 本格調査の状況, 中間年評価報告書)